

令和 8 年第 3 回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和 8 年 3 月 19 日、午後 1 時 30 分から、稲城消防署講堂において、令和 8 年第 3 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）
白井 妙子
北川 英一
田中 教仁
上林 秀之

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	佐藤 知子
教育指導担当部長	野村 洋介
教育総務課長	栢場 恵子
学務課長	涌田 恵一郎
指導課長	長澤 慎哉
生涯学習課長	小林 伸也
学校給食課長	中島 英
図書館課長	久野 由人

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 古川 直広
教育総務課教育総務係 千代 菜摘

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 日程第 1 | 会議録署名委員の指名 |
| (2) 日程第 2 | 会期の決定 |
| (3) 日程第 3 | 教育行政報告 |
| (4) 日程第 4 | 第 5 号議案
「令和 8 年度稲城市教育委員会職員の人事について」 |
| (5) 日程第 5 | 第 6 号議案
「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」 |
| (6) 日程第 6 | 第 7 号議案
「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」 |

- (7) 日程第7 第8号議案
「稲城市立小・中学校学校医等（令和8年度）の委嘱について」
- (8) 日程第8 第9号議案
「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和8年度）の任命について」
- (9) 日程第9 第10号議案
「第三次稲城市立学校における働き方改革実施計画について」
- (10) 日程第10 報告事項

教 育 長 ただ今から、令和 8 年第 3 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第１ 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、北川委員に
 お願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日と決しました。

本日は議事進行の都合により、日程第6 第7号議案、日程第4 第5号議案、日程第10 報告事項、日程第7 第8号議案及び日程第8 第9号議案を先に行い、その後日程第3 教育行政報告、日程第5 第6号議案及び日程第9 第10号議案を行います。

それでは、日程第6 第7号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市教育委員会事務局処務規則に規定する指導課の組織及び事務分掌を変更することに伴い、規則の一部を改正する必要があるので、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長　　それでは、第7号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について、ご説明を差し上げますが、その前に、今回の規則の一部改正につきましては、稲城市の4月1日付組織改正に大きく関わっているものでございますので、令和8年4月1日付で行う市の組織改正について少しお話をさせていただきます。

４月１日付の市の組織改正全体の概要といたしましては、６部７課にわたる改正となり、教育部につきましては、教育行政の業務体制の適正化と強化を図る観点から大きく整理されたものでございます。

今回の改正の中で大きく申し上げますと、所属の名前の変更、次に、教育ICT担当係長のポストの新設、所属名の変更に伴って、これまで指導課にぶら下がっていた指導係の名称が教育企画係となる。最後に、教育指

導担当課長のポストが新設されるものでございます。

次に、関係の規則の改正につきまして、ご説明を差し上げたいと思います。

はじめに、所属名の変更ですが、この変更については指導課の役割は学校に対して一方的に指導を行うということではなく、学校の教育活動を支援し、学校とともに教育の質の向上を図るよう助言や支援を行い、さらに教育施策の企画立案、予算管理も担っております。今般の組織改正を契機に、指導課が行ってきている支援機能と教育政策の企画機能をより適切に表す観点から、教育企画課に変更され、これに伴ってぶら下がっている指導係が教育企画係となります。

次に、教育企画課の中に、教育 I C T 担当係長のポストが新設されます。

これは、指導課指導係が担ってまいりましたが、ポストの新設により、G I G A スクールの担当として、一体的な推進に取り組んでいくものでございます。

最後に、教育指導担当課長のポストが新設されます。

この教育指導担当課長のポスト新設についてですが、指導課は教育部に包含されている所属ですが、東京都教育委員会と市の教育委員会との連携強化や専門性に基づく対応も行う業務性質から、東京都から校長級の教員が派遣されておりまして、この職について稲城市では、教育指導担当部長という役職で着任をして、指導課の事務全般を、指導課の担当部長として所管してきております。

次に指導課長ですが、指導課長は、東京都から統括指導主事として派遣された副校長級の教員が担ってきており、教育行政を推進するための予算、教育施策の企画立案、校務管理、議会对応など、行政の事務を担っている一方で、統括指導主事の本来業務であります指導主事を統括する立場として、学校とともに、教育の質の向上を図るための助言や支援業務を担ってきております。また、指導課業務の中では、制度上教員の人事異動ですとか、人事評価には指導課長は関与ができないということで、この業務については、教育指導担当部長と教職員係長のみで担ってきておりました。こうした指導課の業務について、引き続き、教育行政の円滑な運営と、組織機能の強化を図るため、教育指導担当課長のポストが新設され、指導課については、組織体制の強化と整理を行うものでございます。

指導課業務については、かねてから委員の皆様から残業等指導課の職員の業務量についてご心配や質問もいただいております。

我々といたしましても、たくさんの政策が増え続け、業務量も比例して増えて、残業時間が多い部門であったということは認識しており、そして委員の皆様にもご認識いただいているものと考えております。

そうした意見については、稲城市の教育施策を推進する中で、指導課業務は重要なポジションであるということや、それによる業務量の増に対する職員体制、あるいは組織の体制等について、稲城市の組織の立てつけを

担当する企画部門、また、人の管理をしている総務部門と協議をしてまいりました。そして組織の体制等についても、検討してほしいということを依頼してまいりました。そうした皆様方の意見等から、今般教育部の組織に新たなポストが新設される等、体制強化となる改正につながったものというふうに私は認識しております。

今般、規則改正について、本来であれば教育委員の皆様には合意を取るとか、そういった手続を踏まなければならないというところ、あるいは、その情報のデリケートさから、全体の情報として共有する等こういった場を設けなければいけなかったんですけれども、デリケートな内容でしたので、このタイミングで全部整理をして、議案としてご審議をお願いすることになりました。

ですが本来は、そういったことをきちんと教育委員の皆様と我々事務局が共有をして進めていくことが、稲城市の更なる教育行政の推進につながると考えております。今後、こういった教育に関するような案件があったときには、教育委員会の定例会では、全員協議会ですとか、情報交換会等もございます。そうした場を活用いたしまして、進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、議案の説明をさせていただきたいと思います。

第7号議案の資料をお開きください。

提案の理由でございます。

稲城市教育委員会事務局処務規則に規定する組織及び事務分掌を変更することに伴い、本規則の一部を改正する必要があるので本案を提出するものでございます。

次に、議案概要説明書をお開きください。タブレット 15 ページ。

概要でございます。

繰り返しです。本案は、稲城市教育委員会事務局処務規則に規定する組織及び事務分掌を変更することに伴う本規則の一部を改正する必要があるので提出するものです。

主な改正内容です。

令和8年4月1日付組織改正に伴い、指導課を教育企画課に、指導係を教育企画係に改め、指導主事の職、職責について追加いたします。これに伴う条文及び項目の順番を変更するとともに、教育総務課及び教育企画課の事務分掌を整理いたします。

第2条第2項関係、教育部指導課を教育企画課に改める。指導係を教育企画係に改める。次に、第7条関係です。指導主事を教育委員会事務局に置くことを加えます。続いて、第12条関係、指導主事の職責を加えます。次に、別表第4関係、指導課を教育企画課に、指導係を教育企画係に改め、事務分掌を整理するものでございます。こちらの施行期日は令和8年4月1日となっております。

ご審議よろしく願いいたします。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いします。

北川委員。

北川委員 内容に入る前に、最後の方に説明がありました。今までずっとこの問題が我々に知らされず、昨日の夕方です、初めて知ったのは。そのことでデリケートな問題なので、このタイミングで整理してお示したというようなことですが、デリケートな問題だと、なぜこのタイミングになるんでしょうか。

議会は11月に知っているというふうに聞きました、11月12日ですね。それから、議会事務局に経過を聞くと、教育委員会は別組織だから教育委員に聞いてほしいと言われたそうです。当事者である教育委員が知らないはずですよと、言われております。全く恥ずかしい話だというふうに思います。しかも、校長先生からは、課長が2人になるという話も先週聞きました。でも、我々が知っているのは昨日です。

デリケートな問題、いろんな人が知ってますよ。でも、一番知らなきゃいけないのは我々ですよということだけ確認してください。

今後、そういうような誤った判断をしないで、教育長がいなかったのここで確認しますけれども、合意を得ながらこれから進めていくと。後から既成事実として、「これがこうなっていますので、よろしくお願いします」ということではないですよという話を確認しましたので、その辺のところをもう一度確認をお願いしたいと思います。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 今般のことについては、ご意見いただいている中で、一番最初に情報も伝えられるタイミングではお伝えし、合意等も取っていくというような手続を飛び越えて、今回なったということで大変申し訳なかったです。

先ほど申し上げましたとおり、この後ある全員協議会ですとか、毎回ありますけど意見交換会とか、いろいろな形で議事録ということではなくて、情報交換ができる場がたくさんありますので、そうしたところを活用して、教育委員の皆様とともに一緒に教育行政を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

教 育 長 内容としての、今ここでの協議内容は、提案理由の説明でもありましたように、この規則改正についての、規則そのものについてご協議いただくというのがこの定例会の趣旨ですので、その点についての協議をお願いいたします。

北川委員。

北川委員　教育長、今そういうふうにおっしゃいますけれども、例えば、教育長も学校の管理職でしたが、学校の規則を校長が知らない間に、もう変えられていて、そしてそのことについて、年度末に校長先生、認めてくださいと言われたらどうしますということです。

教 育 長　暫時休憩します。

（ 暫時休憩 ）

教 育 長　それでは、再開をさせていただきます。
それでは、先ほどの提案理由の詳細説明に基づきまして、質疑をお願いいたします。
北川委員。

北川委員　口頭では説明がありましたけれども、やはりこういうことに関して、ぱっと聞いてもよく分からないんです。議案の概要説明書でも、さらっとしか書いてない。

意図とか、目指すところは何というのは、説明をされてから分かりましたが、それを突然決めてくれというのはないじゃないですか。だから、前も申し上げましたが、こういうのは事前にブリーフィングを行ってもらうとか、もう少し詳しい資料をつけてもらうとか、前の日の夕方に、これをぱっと出されても、そんな質問することさえよく分からないということになりますので、その辺のところも今後よろしくお願いしたいと思います。

質問の中身ですけれども、スクールカウンセラーに関することが指導係にあったのが、今度はなくなりますが、それはなぜでしょうか。

それからもう一点、組織の中に、指導主事がどこに置かれるのか書いてないように思うんですが、これはどこに置かれるのでしょうか。今までならば、常識的におかれるのは、教育企画課ということになると思いますが、あえて指導主事を書いているにもかかわらず、ちょっと組織図にはないように思うんですが、ちょっと勘違いなら修正してください。よろしくお願いします。

教 育 長　スクールカウンセラーの件と、指導主事については、すみません、質問が聞き取れなかったんですが、もう一度お願いできますか。

北川委員　新たに「指導主事を置く」ことを加えると書いてありますが、これはどこかに書いてあるんですか。

教 育 長 どこかと言うと、組織図の中のどこかということですか。

北川委員 そうです。

教 育 長 それでは、その２点、担当の課長は挙手をお願いします。
暫時休憩します。

（ 暫時休憩 ）

教 育 長 再開します。
指導課長。

指導課長 それでは今、北川委員からご質問いただきましたスクールカウンセラー等に関することが、これまでは指導係のほうに記載をしていたものが、新たに教育企画係には記載がないことにつきましては、こちらのスクールカウンセラー等に関することの業務内容といたしまして、これまでは、スクールカウンセラーの任用事務等もこちらに含んでおりました。ただ、スクールカウンセラーであったり、あるいはスクールソーシャルワーカーであったり、そういった相談業務に関することにつきましては、教育センター係が担うものとして、より大きなカテゴリとして、スクールカウンセラーの相談業務の一般的な内容として入れ込むという形で、こちらの記載がなくなったものでございます。

もう一点、指導主事に関して組織図の中にないという質問につきましては、こちらは、指導主事を新たに新設される教育指導担当課長のもとに、指導主事が組織として加わっていくということで、こちらのほうには記載をしていないというものでございます。

北川委員 分かりました。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。
北川委員。

北川委員 簡単なことですが、これで指導課の人員は増えるということでよろしいでしょうか。今、この場で言えないのであれば、また後で結構です。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 先ほどご説明しましたが、ＩＣＴ担当係長、それから教育企画課長と教育指導担当課長というところで、課長職が２人になるというようなことに

なりますので、人員としては増員になるものでございます。

教 育 長 北川委員。

北川委員 ありがとうございます。

指導課の働き方改革については、大変強い危機感を持っておりましたので、ご尽力に感謝したいと思います。本当にありがとうございます。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。
北川委員。

北川委員 私、東京都に関係しておりましたけれども、学校教育に関するものは、基本的には管理職は、教育職だったんですね。

今回、教育企画課長が行政職になるんだと思いますけれども、その辺のところの意図は何かあるんでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 指導課の業務は、先ほどご説明しましたとおりで、行政的な部分と教育的な部分と、2人分の仕事を1人でやってきていたというようなことがございます。ですので、今回、新たに配置する統括指導主事職の課長職として、教育指導担当課長という職が指導主事の統括をしていくわけでございますけれども、それは教育の専門的な知見から行っていくもの、それから、名称が変わりまして教育企画課に今度配置される課長については、行政職の課長が配属されることになると思いますので、その課長は、これまで行政部分の予算の執行管理、法的管理、それから企画立案等、事務的なものに特化した課長が、課の統括をしていく、他の所管をするというようなものです。

議会の対応については、その案件について、双方の課長が対応するという事で整理をしております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

北川委員 よく分からないですけど、結構です。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第7号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第5号議案、第8号議案、第9号議案及び報告事項を議題といたします。第5号議案、第8号議案、第9号議案及び報告事項は、人事案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。

よって、第5号議案、第8号議案、第9号議案及び報告事項は非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※全課長及び傍聴者は退室する。

(これより第5号議案は非公開審議)

非公開審議

(これにて第5号議案の非公開審議は終了)

(暫時休憩)

※全課長が入室する。

教 育 長 これより、第5号議案「令和8年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第５号議案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、市長部局への審議結果の報告のため、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※市長部局へ審議結果の報告

教 育 長 再開いたします。

これより非公開審議を再開いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。

これより非公開審議を再開いたしますので、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

※全課長は退室する。

(これより第８号議案、第９号議案及び報告事項は非公開審議)

非公開審議

(これにて第８号議案、第９号議案及び報告事項の非公開審議は終了)

(暫時休憩)

教 育 長 再開いたします。

これより、第８号議案「稲城市立小・中学校学校医等（令和８年度）の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第８号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第９号議案「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和８年度）の任命について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 1 稲城市の教育「イエール」の発行 2月15日号（第8号）について
2 教育委員会後援名義について
3 定例校長会について
4 令和8年2月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
5 令和7年度稲城市教育委員会児童・生徒表彰審査会について
6 学校開放事業（1月分・2月分）について

学務課長 1 令和7年度第4回東京都市学事・保健・給食担当課長会定例会について
2 令和7年度就学時健康診断について
3 令和7年度第2回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
4 令和7年度第2回稲城市学校保健連絡会について
5 感染症等による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について
6 令和7年度児童・生徒数・学級数（令和8年1月1日現在、2月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 その他について
5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 芸術文化活動の振興について
4 二十歳の式典関係について
5 文化財の保護と普及について
6 生涯学習推進事業について

- 7 放課後子ども教室参加状況（1月分）について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 i プラザの主な主催事業に実施状況について
- 10 生涯学習課利用統計（公民館 令和8年1月分、2月分／i プラザ 令和8年1月分）

- 学校給食課長
- 1 学校給食野菜に関する情報交換会について
 - 2 令和7年度第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会会長会について
 - 3 令和7年度第2回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
 - 4 令和7年度第2回稲城市学校保健連絡会について（再掲）
 - 5 令和7年度第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
 - 6 令和7年度第6回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
 - 7 令和7年度第2回稲城市栄養連絡会について
 - 8 試食会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 図書館の利用状況（令和8年1月・2月）について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。

次に日程第5 第6号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、学校教育法の改正に伴い、稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、教育指導担当部長より説明いたします。

教育指導担当部長。

教育指導担当部長 それでは、第6号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、ご覧ください。

それでは、まず1ページの提案理由についてでございます。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）が公布され、学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正により、組織的な学校運営及び指導の促進に向

けた「主務教諭」の職の創設が行われることとなりました。これを踏まえ、稲城市教育委員会としては、「主任教諭」を改正学校教育法で新設された「主務教諭」に位置付けることとし、名称は引き続き主任教諭として運用するべく、稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

詳細の説明につきましては、4 ページの新旧対照表をご覧ください、こちらに沿ってご説明をさせていただきます。

4 ページをご覧ください。

まず、第7条の3、旧のところでは「学校に特に高度の知識又は経験が必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。」を、新しく「小中学校に主務教諭を置くことができる。」に改めます。

第7条の3第2項、旧では「学校に特に高度の知識又は必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。」となっておりましたものを「主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。」に改めます。

第7条の3第3項でございます。

旧では、「学校に特に高度の知識又は経験が必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。」を、「主務教諭の職名は、主任教諭とする。」に改めます。

第7条の3第4項として、「小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。」を加えます。

第7条の3第5項として、「前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。」を加えます。

第7条の3第6項として、「小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の教職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。」を加えます。

第7条の3第7項です。「前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず主任栄養教諭とする。」を加えます。

第7条の4、旧では、「小学校及び中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。」を、「小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し、教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。」に改めます。

第7条の4第2項、旧では、「小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。」を、「小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任を担当する公務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くとき、その他特別の事情があるときは、これを置かないことができる。」に改めます。

第7条の4第3項、旧では、「中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これを置かないことができる。」を、「中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これを置かないことができる。」に改めます。

主任教諭につきましては、平成21年度から東京都教育委員会が独自設置しているもので、教諭として採用され、一定期間を経たのち、高度な知識や経験に基づく実践力を持ち、校務分掌上の重要な役割を担いながら、主幹教諭の補佐及び同僚や若手教員への助言支援などを行う職で、主務教諭と役割が類似する部分がございますが、令和8年東京都教育委員会第1回定例会において、東京都都立学校の管理運営に関する規則の改正が行われ、令和8年4月1日から都立学校に関し法に基づき、主務教諭をこれに位置づけることとし、職名については、引き続き主任教諭とするものとして規定整備が行われたことにより、当市も東京都教育委員会に準じて改正いたします。

以上のとおり、稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、議案を上程させていただく次第でございます。

説明については以上でございます。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりました。

1点、私からも加えさせていただきますが、第7条の3につきましては、第7条の3の旧の第1項が、新になると第1、2、3項に集約される。そして、旧の第2項、主任養護教諭についてが、新ですと第4、5項に、旧の第3項、主任栄養教諭については、新でいうと第6、7項に相当するということ、そういった改正ということで読み取っていただければと思います。

それでは、詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 7条の4ですけれども、主務教諭の前に、主務教諭の中身がずっと全部書いてあるんですが、これは必要なんでしょうか。

教 育 長 教育指導担当部長。

教育指導担当部長 こちらは東京都の条文等を参考にしながら作らせていただいております。こちらの部分については、このような記載の形で提案させていただければと思っているところでございます。

教 育 長 北川委員。

北川委員 あってもなくても、大きな問題はないんですけど、主幹教諭の職務がその前にまた同じように書いてあれば、対照的にいいんですけども、主幹教諭には書いてなくて主務教諭だけ書いてあるのは何だかバランスが悪いというふうに思います。

以上です。

教 育 長 教育指導担当部長。

教育指導担当部長 ご意見は参考とさせていただければと思います。

教 育 長 公立学校の教員は、東京都から任用を受けて配置をされますので、特に服務関係、また人事関係の記載については、東京都をまずは倣わせていただきながらの記載をするという仕組みで今まで来ていますので、そのところを付け加えさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

上林委員。

上林委員 あんまり詳しくないので理解できないんですけど、主任教諭と主務教諭というのは、名前が変わっただけなんでしょうか。それとも、給料等の何か絡みがあるので変わるということなんでしょうか。お願いします。

教 育 長 教育指導担当部長。

教育指導担当部長 東京都は既に21年間、主務教諭の代わりのことを主任教諭という形で役職を以前から設定してたわけです。国がここで新たに同じような職の主務教諭をつくるということを言い出したことになります。なので、東京都はもう既に主務教諭に準ずる、同じような職の主任教諭をつくっていたけども、名前が主任教諭と主務教諭で違うので、この条例の中で、それをうまく整合性が合うようにという形で、今回今まであった主任教諭を主務教諭という形に変え、ただし、名称としては今まで使っていた主任教諭という形で残しますよという趣旨でございます。

教 育 長 上林委員。

上林委員 よく理解できました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第6号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。
よって、第6号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第9 第10号議案「第三次稲城市立学校における働き方改革
実施計画について」を議題といたします。
本案は、稲城市立学校の教員が心身共に健康を保てる職場環境を整備
し、本市の学校教育の質の向上を図るため、「第二次稲城市立学校における
働き方改革実施計画」の次期計画として、「第三次稲城市立学校における働
き方改革実施計画」を策定する必要があるので、提出するものです。
詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。
教育総務課長。

教育総務課長 それでははじめに、タブレットのページでいきますと48ページ、一番最
後のページに、議案概要説明書をつけておりますので、そちらをお開きい
ただければと思います。

第二次稲城市立学校における働き方改革計画の次期計画といたしまし
て、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8
条に定める、業務量管理・健康確保措置実施計画に位置づけ、この計画を
策定する必要があることから、本案を提出するものでございます。

働き方改革実施計画の趣旨でございます。

この計画は、稲城市立学校における働き方改革を、教員・子ども・地域
をはじめとした教育に関わる全ての人のウェルビーイングの実現を目指
す取組として位置づけております。教員が充実した働き方で日々を送り、
子どもたち一人一人と向き合う、そうした時間を確保して、教育の質を高
め「未来の創り手を育む稲城の教育」を達成することで、子どもたち一人

ひとりの幸福な成長につながると考えております。

本計画では、多角的な観点から「測定指標」を設定いたしまして、教員の働き方を分析し、教員の充実感・満足感・ウェルビーイングが子どもの成長につながる好循環を生み出す学校づくりを目指してまいります。

次に第三次計画の概要でございますが、はじめにグランドデザインがございます。

そして、第1章では、計画の趣旨と背景。第2章では、基本方針・測定指標・数値目標。第3章で基本方針に基づく施策一覧。第4章で、推進体制と進行管理。そして、資料編を策定しております。

第二次計画と第三次計画の比較については、一つ前にお戻りいただきまして、タブレットの44ページから46ページに記載してございます。

1月20日の令和8年第1回定例会におきまして、素案のご報告を行わせていただきました。その後、2月9日の総合教育会議において、教育委員の皆様からの意見、それから市長の意見も頂戴いたしました。

本日は、このご意見を踏まえて、変更した部分を中心にご説明を差し上げたいというふうに考えております。

それでは資料でございますが、タブレットでいきますと4ページにお戻りいただきたいと思っております。

タブレットの4ページには、計画序論として、次のページに稲城市のこれまでの取組を記載しております。

先立っての総合教育会議の中で、今までの取組の中の目標のところと、稲城市立学校の状況のところ、記載の修正等もさせていただきました。

右下部分の稲城市立学校の状況につきましては、表題を分かりやすく修正いたしました。1か月合計80時間を超える教員の割合と、1か月合計45時間を超える教員の割合という記載とさせていただきました。

次に、各年度の割合の計算方法について分かりづらいという意見をいただきましたので、ページの下部のところですが、各年度の割合の計算方法ということで、記載をさせていただきました。

令和2年度から令和6年度までは、当面の目標、月80時間を設定して、そこを測定するために延べ人数による1か月平均の教員の割合を集計していることから、表題にその旨を表記いたしました。

また、計算方法についても、表記したものでございます。

続きまして、次にタブレットの8ページをお開きいただければと思います。

タブレットの8ページはグランドデザイン、本編の1ページになります、この計画と上位計画との関連性を示したグランドデザインとして記載をしておりますけれども、この図の中で、計画に対して目的、理想像が分かりづらいというようなご意見がございました。したがって、図の中に上位計画、これはふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱、第四次稲城市教育振興基本計画、こちらを上位計画といたしまして、計画の理想

像、この計画は働き方改革の実施計画の様々な計画の理想像と、今般の計画の目的を分かりやすく追記させていただきました。

次に、1枚おめくりいただきまして、タブレットの9ページ、本編2ページでございます。

計画の趣旨と背景の部分でございます。

これはグランドデザインに合わせまして、(2)の計画策定の目的ということで追記をさせていただきました。

本計画の策定に当たり、上記の計画策定の趣旨に基づき、「教員が充実した働き方で日々を送り、子どもたち一人ひとりと向き合う時間を確保し、教員の質を高める」ということを目的としているということを明記させていただきました。

次に、タブレットで13ページをお開きください。測定指標の部分でございます。

この部分では、いろいろ分かりづらく、説明が足りない部分もございました。修正をさせていただきましたのが、一番上の①時間外在校等時間の部分でございますけれども、左側のアからエの部分のところで、ウ、360時間を超える教員の割合というのを、新設いたしました。

次に、この区分、同じ1のア・イ・ウの計算方法を明示いたしました。計算方法は、右下の四角囲みのところに明示しております。

次に、この表の左から3つ目の列で、目標を数値目標として改めさせていただきました。

総合教育会議において、集計方法について疑義がございました。改めて明示したものでございます。計算の方法は文科省の教育委員会における学校の働き方改革、働き方のための見える化の調査に準拠して、延べ人数から集計しているものでございます。

また、年間360時間以上の区分についても、これは令和6年度から校務支援システムによる集計が可能となりました。そうしたことから、第3次計画から測定し、表に新設したものでございます。

本編については、以上です。

一度お戻りいただきまして、今度は資料編をご覧いただきたいと思えます。タブレットの34ページ、35ページでございます。

総合教育会議において、田中委員からのご提案があった部分でございます。

このアンケートは、回答されたものを全てまとめて記載していたものを、副校長が激務だということで、副校長のみで示したほうが良いのではないかなというようなご意見をいただきました。この結果、タブレットの35ページに、副校長のものを全体とは別で掲載させていただきました。

全体としては、減り始めている兆候にも見えますけれども、今回サンプルが少ないということでございますので、今後も計画を推進していく中で注視していく必要があるというふうに考えております。副校長補佐の配置

拡大等も含めて副校長の業務支援を続けてまいります。

最後に、タブレットの39ページをお開きください。

これは学校間、近年の働き方改革の実感ということで、計画を策定する前段で、教員の皆様にアンケート調査を行った結果でございます。

この中でも全体と、それから、学校管理職ということで、職層で分けさせていただきました。

全体は、上段のものでございまして、その下段に校長・副校長と学校管理職以外の方のアンケートも掲載させていただきました。

近年の実感については、職層ごとのクロス集計をというご意見でございましたが、サンプルとして主幹教諭の回収状況が15件で大変少ないということで、学校管理職と学校管理職以外ということで2つに分けた集計として掲載させていただいております。

以上、働き方改革実施計画につきまして、説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 タブレットで言うと4ページですが、最終目標の2行目です。「1か月合計45時間」かつ「1年間合計360時間」を超える教員を0にする。かつという書き方だと、どちらかはいてもいいというふうに読めちゃうんですけれども、いかがでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 このページの部分なんですけれども、総合教育会議でも少しご説明させていただきましたが、これは稲城市のこれまでの取組ということで記載をさせていただいております。今回の実施計画として、目標にしておりますのは、測定指標の先ほどのところが一番上、タブレットの13ページ、ここは測定指標になっております。これが新しい実施計画でいくところの目標というか、指標を参考に、実施計画の方向性が正しいものかということで測定していくものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

教 育 長 北川委員。

北川委員 ありがとうございました。
もう一点ですが、よろしいですか。

教 育 長 どうぞ。

北川委員 副校長の情報、本当にありがとうございました。
特に近年、中学校副校長の勤務が厳しくなっているのが気になりますので、今、副校長補佐というのは、小中それぞれ何人ずつ入っているんでしょうか。

教 育 長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

教 育 長 再開します。
指導課長。

指導課長 令和7年度の副校長補佐の人数につきましては、小中学校合わせて13人の副校長補佐が配置されております。

教 育 長 13校で1校1人。

指導課長 そうでございます。

教 育 長 北川委員。

北川委員 質問は、小中別に何人ずつかという質問なんですけれども。

教 育 長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

教 育 長 再開します。
指導課長。

指導課長 副校長補佐の小中学校別の人数につきましては、小学校が9校9人、中学校が4校4人の合計13人でございます。

教 育 長 北川委員。

北川委員 ありがとうございました。
この充実、まず、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

教 育 長 副校長補佐は、東京都からの配置の基準に基づいての配置となるわけで

すよね。昇任して2年目までですとか、ちょっとその辺の説明いただけますか。

教育指導担当部長。

教育指導担当部長 副校長補佐の配置としましては、まず原則、昇任2年目までの副校長を優先して配置をすること、それから、18学級以上の学校に優先して配置をすること、そういう形で学校の規模、副校長の経験年数に応じて配置という形になっております。

ただ、東京都からもう少し配置して良いというのがあれば、それに関わらず配置をするということは考えてはおりますが、本市といたしましては、副校長の残業時間等も勘案しながら、配置をできるだけ進めるようにはしているところでございます。

以上でございます。

北川委員 ありがとうございます。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。
田中委員。

田中委員 意見ですけれども、全体の39ページ、資料編の11ページです。
アンケート結果を、管理職と管理職以外でクロス集計していただいたことで、より実態が分かったかと思いますので、十分だというふうに感じております。ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第10号議案「第三次稲城市立学校における働き方改革実施計画について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決いたしました。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午後3時11分閉会)